

搬入できるごみの種類

搬入できるごみの詳細な内容については「環境センターへ搬入・処理できるごみの種類と注意事項」を確認してください。

記入いただいたものすべてに許可が出るわけではありません。

◆ 一般廃棄物処理申請書に記入可能な項目

- 木くず類 ○紙類 ○弁当等のごみ ○文房具、事務用品
- 厨芥類及び食品残渣類 ○繊維ごみ
- 作業消耗品類 ○不燃物類 ○家具類（木製）
- 乾電池類（事務所・休憩所） ○スプレー缶類（事務所・休憩所）
- 使い捨てライター（事務所・休憩所）
- ペットボトル類（資源） ○缶類（資源） ○ビン類（資源）

◆ 産業廃棄物処理申請書に記入可能な項目

- 紙くず
紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業の事業活動に伴って生ずる「印刷くず」、「製本くず」、「裁断くず」でリサイクルできないもの等
- 木くず
木材又は木製品製造業、家具製造業、造園工事業等の事業活動に伴って生ずる「木くず」、「おがくず」「板きれ」等
- 動植物性残渣（食料品残渣類）
食料品製造業（パン、菓子類、豆腐、総菜類）等の事業活動に伴って生ずる食料品残渣類